

# 伊敷中学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、伊敷中学校PTAと呼び、事務所を伊敷中学校内に置く。

第2条 この会は、伊敷中学校生徒の保護者と、教職員をもって組織する。

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員になるように努める。
- (2) 家庭、学校及び関係団体機関との緊密な連絡によって生徒の生活指導ならびに福祉の増進、学習環境の改善に努める。
- (3) 学校行事などへ協力し、その推進に努める。
- (4) 学校教育の充実・振興に必要な公教育費の充実に努める。
- (5) その他、この会の目的の達成に必要なことに努める。

## 第2章 役 職 員

第5条 この会に次の役職員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名（1名は教頭を充てる。）
- (3) 監 事 3名（1名は学校職員を充てる。）
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 顧 問（学校長）
- (6) 学年正副部長 各学年各1名
- (7) 専門部正副部長 各1名（第13条第2項関係）
- (8) 地域部長 2名（玉江校区・草牟田校区 各1名）

第6条 この会の役職員の選出及び委嘱は次のようにする。

- (1) 会長・副会長・監事は、PTA役職員選考規程により選出する。
- (2) 庶務会計は、会長が委嘱する。
- (3) 学年正副部長は、委員総会において各学級委員長の中から互選により選出する。（第11条関係）
- (4) 専門部長は、PTA役職員選考規程により選出する。また、副部長は委員総会において専門部委員の中から互選により選出する。（第11条関係）
- (5) 地域部長は、地域部細則により選出する。

第7条 役職員の任期は最長2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の任期は、前任者の残任期間とする。尚、PTA役員を2年以上担った場合は兄弟が数年後の入学した場合でもPTA役員は免除される。ただし、部員には所属することとする。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、いっさいの会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理・代行する。
- (3) 監事は、その年度の会計及び運営を監査し、結果を総会に報告する。
- (4) 庶務会計は、会長の指示に従って事務ならびに会計をつかさどる。
- (5) 顧問は、各会合において指導、助言に当たることができる。

### 第3章 会 議

第9条 総会は、会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。(委任状を含む。)

2 総会には、定期総会及び臨時総会をもうける。定期総会は、年1回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき開催する。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10条 三役会は、会長・副会長・顧問(学校長)・教職員代表(PTA係)をもって構成し、この会の運営に関すること並びに運営委員会で審議する事項について協議を行う。なお、会長は必要があるときは監事に出席を求めることができる。

第10条の2 運営委員会は、会長・副会長・監事・学年正副部長・専門部正副部長・地域部長・顧問・教職員若干名をもって構成し、総会につぐ決議機関として、この会の運営に関することならびに総会に提出する議案を審議調整する。

第11条 委員総会は、会長・副会長・学級委員・教職員代表(学年正副主任・専門部正副顧問)をもって構成し、各学年・専門部ごとに三役及び活動目標・努力点・年間活動計画などを決定する。

第12条 この会に学級PTA、学年PTAを置く。

2 学級PTA、学年PTAは全会員をもって学級別、学年別にそれぞれ組織し、運営する。

第13条 この会に次の委員会，専門部会及び地域部会（地域PTA）を置き，この会の活動に必要な事項について調査研究及び活動計画を立案するとともに運営委員会に諮ってこれを推進する。

- (1) 学級委員会 各学級委員6名をもって構成し，学級PTAの企画運営に当たる。
- (2) 学年部会 各学級委員長をもって構成し，学年PTAの企画運営に当たる。
- (3) 専門部会 各学級の各専門部長をもって構成し，各専門部会の企画運営に当たる。
- (4) 地域部会 各地域部長をもって構成し，地域部会の企画運営に当たる。

2 専門部の種別及びその担当事項は次のとおりとする。

- (1) 事業部 バザーなど事業に関する事項
- (2) 保健体育部 生徒の保健衛生，体育に関する事項
- (3) 生活指導部 校外生活指導，生徒の交通安全に関する事項
- (4) 広報部 広報に関する事項
- (5) 父親セミナー 会員の研修，奉仕活動
- (6) 家庭教育学級 会員の研修，文化活動

3 地域部の担当事項は次のとおりとする。

- (1) 生徒の地域活動の指導，地域環境の浄化，地域の奉仕活動等に関する事項
- (2) 資源回収に関する事業

## 第4章 会 計

第14条 この会の経費は，会費及びその他の収入をもってこれに充てる。会費は月額300円とする。ただし，2名以上在学させている場合，弟妹は1名につき200円とする。

第15条 この会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。出納閉鎖は4月15日までとする。

## 第5章 雑 則

第16条 この会に次の帳簿を備える。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及び委員名簿
- (4) 会費徴収簿
- (5) 会計簿
- (6) 予算簿
- (7) 各委員会（部会）記録簿

第17条 この会の運営に関し、必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。

2 運営委員会は、細則を制定し、又は改廃する場合には、その内容を次期総会に審議申請し、承認を求めなければならない。

第18条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第19条 地域部に関する細則は別に定める。(平成元年5月2日規約改正)

第20条 弔慰記念品費に関する規程は別に定める。

#### 【附 則】

1 この会則は、昭和45年4月28日に施行する。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ※ 昭和49年4月26日 一部改正 | ※ 昭和54年4月20日 一部改正 |
| ※ 昭和58年4月21日 一部改正 | ※ 昭和61年5月1日 一部改正  |
| ※ 昭和63年5月6日 一部改正  | ※ 平成4年5月1日 一部改正   |
| ※ 平成6年5月2日 一部改正   | ※ 平成11年4月30日 一部改正 |
| ※ 平成12年5月1日 一部改正  | ※ 平成16年4月30日 一部改正 |
| ※ 平成21年5月1日 一部改正  | ※ 平成28年5月7日 一部改正  |
| ※ 令和5年4月28日 一部改正  | ※ 令和6年4月30日 一部改正  |

## 地域部細則

昭和58年4月21日

- 1 地域PTAは、地域の全会員をもって構成し、地域割は伊敷中学校地域生徒会の地域に準ずる。
- 2 地域PTAは、会則を定め役員を選出し、地域PTA会長は地域部委員となる。
- 3 地域部は、地域PTA会長をもって構成し、代表者が正副部長となる。  
(部長は、玉江校区1名、草牟田校区1名の計2名とする。)

#### 【附 則】

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ※ 平成16年4月30日 一部改正 | ※ 平成28年5月7日 一部改正 |
|-------------------|------------------|

# P T A 役職員選考規程

平成 12 年 5 月 1 日

第 1 条 この規程は、会則第 6 条第 1 項に基づき、P T A の民主的な組織の編成や円満な運営を期して、次年度 P T A 役職員（会長、副会長、監事、専門部長）の選出に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 選考委員会は、運営委員会の中から選考委員を選び結成し、その中から委員長を互選する。選考委員は原則、各学年委員長 3 名、執行部から 3 名（教頭と執行部 2 名）とする。ただし、委員長が必要と認めた場合、この限りでない。

第 3 条 選考委員の任期は、運営委員会において選出された日から当該年度の総会の日までとする。

第 4 条 選考委員会は、役職員選出に関する一切の事務を行う。

第 5 条 P T A 役員候補者は、次により選出する。

(1) 会長、副会長、監事の候補者は、次①または②を満たす者とする。

① P T A 会員から推薦を受けて立候補した者

② 運営委員会において推薦を受けて立候補した者

(2) 専門部長は、当該年度正副部長と選考委員会が共に交渉に当たり候補者として決定し、委員総会で承認を受ける。

第 6 条 前条(1)による候補者が定数を超えた場合は、当該年度内に全会員による投票を行い、投票された有効投票数により候補者として決定し、総会で承認を受ける。

## 【附 則】

※ 平成 16 年 4 月 30 日 一部改正

※平成 26 年 5 月 2 日 一部改正

# PTA慶弔規程

昭和45年4月28日改正

一 生徒ならびに会員の災厄にあった場合は、下の条項にもとづいて弔慰を表すものとする。

- 1 生徒が病欠3週間にわたる場合は、5,000円の見舞いをする。
- 2 教職員が一ヶ月以上連続病欠、または入院の場合は、5,000円または、それに相当する見舞品を贈る。ただし、産休は含まない。
- 3 会員死亡の場合は、香典10,000円を贈る。
- 4 教職員死亡の場合は、香典10,000円を贈り、役員は会葬に参列する。
- 5 生徒死亡の場合は、10,000円の香典を贈る。
- 6 その他の災害の場合については、運営委員会において協議決定する。
- 7 次の告別式へPTAから生花(15,000円)を贈る。

教職員及び生徒本人、教職員の両親及び生徒の両親、教職員の配偶者

二 教職員転退職の場合は、下の条項によって記念品を贈る。

- 1 転退職者へは、餞別金5,000円と花束を贈る。
- 2 功労のあった者に対しては、そのつど運営委員会で協議する。

三 その他

- 1 運営委員ならびに監事(運営委員2年以上)退会の際は、感謝状を贈呈する。
- 2 会員その他の表彰・記念品等については、運営委員会で協議し贈呈する。

## 【附 則】

※ 平成元年5月2日 一部改正

※ 平成19年5月14日 一部改正

# P T A旅費規程

平成 10 年 5 月 1 日

会員が、本会を代表して関係団体等の会合に出席した場合は、本規程により旅費（日当を含む）を支給する。

区 分	半 日	全 日	備 考
本 校 校 区	500 円	1,000 円	城西公民館
近隣学校区	500 円	1,000 円	坂元, 長田, 城西, 伊敷台, 河頭, 伊敷公民館, 市中央公民館
市 内	800 円	1,300 円	桜島地区は「その他」に区分
その他(県外)	交通費実費+日当 800 円		※県外の場合, 全日 日当 2,000 円

## 【附 則】

※ 平成 19 年 5 月 14 日 一部改正

※ 令和 6 年 4 月 30 日 一部改正

## 伊敷中学校（ ）地域 P T A 会則（準則）

### 第 1 章 総 則

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は、伊敷中学校（ ）地域 P T A といひ、事務所を地域会長宅に置く。

（組 織）

第 2 条 本会は、伊敷中学校 P T A 地域部細則に基づき、地域生徒の保護者と教師をもって組織する。

（目 的）

第 3 条 本会は、家庭と学校が連携を密にし、地域社会に於ける生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 伊敷中学校 P T A と連携を図り、生徒の地域活動の指導助言を行う。
- (2) 地域環境の浄化に関する活動を行う。
- (3) 地域の奉仕作業に参加する。
- (4) 保護者と生徒の合同会を行う。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項を行う。

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 地域モニター 1名  
(4) 監事 2名 (5) 班長 若干名 (5) 顧問

(役員選出)

第6条 この会の役員選出は次のようにする。

- (1) 会長、副会長、庶務会計、監事は、地域総会において選出する。  
(2) 班長は、班会で選出する。  
(3) 顧問は、地域生徒会系の教師があたる。

第7条 役員の任期は、1ヵ年とし再任を妨げない。補欠の任期は、前任者の前任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに伊敷中学校地域部長となる。  
(2) 副会長は地域モニターとなり、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
(3) 地域教育モニターは、事務会計を行う。  
(4) 監事はその年度の会計監査を行い、結果を総会に報告する。  
(5) 顧問は、本会の指導助言にあたる。

## 第3章 会議

(会議)

第9条 総会は、会員をもって構成し、この会の最高議決機関で、全会員の過半数の出席で成立する。(委任状を含む。)

2. 総会は、定期年1回とし、臨時総会は班長会が必要と認めたとき開催し、議事は出席者の過半数で決する。

第10条 班長会は、総会に次ぐ議決機関とする。

## 第4章 会計

(経費)

第11条 この会の経費は、総会の議決によるものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日で終わる。

【附則】

※ 平成28年5月7日 一部改正



# 伊敷中学校地域教育モニター事業のあらまし

## 1.目的

地域教育モニターを通して地域社会での生徒の生活行動等の実態を把握し、地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

## 2.仕事の内容

ア 各地域での本校生徒の生活状況（悪い点だけでなく善い点も含めて）を見たり聞いたりしたもので、参考になるものをまとめ学校に報告する。

イ 報告は、学期毎定期的に行う。

ウ 地域で、突発的に問題が発生した時等、その都度、即時学校に通報する。

エ 地域で起こった問題は、できるだけ地域PTAで解決できるようにするため、地域PTAに対しても積極的な情報提供を行う。

## 3.モニターの人選等

ア 地域PTA会員の中から、地域ごとに1名を置く。

イ 任期は、1年間とする。

ウ 委嘱は、各地域PTAで選出し、伊敷中学校PTA会長並びに学校長が委嘱する。

## 【附則】

※ 平成28年5月7日 一部改正

# 伊敷中学校区PTA三校連絡協議会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、伊敷中学校区PTA三校連絡協議会といい事務局を会長所属の学校に置く。

第2条 本会は、伊敷中学校、玉江小学校、草牟田小学校のPTAの代表をもって組織する。

第3条 本会は、三校PTAが児童生徒の健全な育成を図るために、融和と連携を深めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 三校PTAは、連携を図り児童生徒を取り巻く環境の浄化と生活指導に努める。

(2) PTA行事の相互連携とその調整を図る。

(3) その他、本会の目的達成のために必要なことを行う。

## 第2章 役職員

第5条 本会に次の役職を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

(4) 庶務 2名

(5) 顧問 3名

第6条 本会の役職員の選出ならびに任命は次のようにする。

- (1) 会長、副会長、監事はその年度の第1回の会議で選出する。
- (2) 庶務は、その年度の会長校より会長が任命する。
- (3) 顧問は、三校の校長が当たる。

第7条 役職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、その年度の事務の監査を行い、その結果を全員協議会に報告する。
- (4) 庶務は、事務を行う。
- (5) 顧問は、本会の指導助言を行う。

第8条 役職員の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

第9条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 全員協議会は、原則として年2回とする。
- (2) その他、必要な部会は三校の専門部を中心として、その都度会議を持つこととする。

### 第4章 会 計

第10条 本会の運営に必要な経費は各校の負担金とし、全員協議会の議決によるものとする。

【附 則】

※ 平成 8年4月 1日より施行

※ 平成 10年6月26日一部改正

## P T A三校連絡協議会内規

1. 全員協議会は、P T A三役、専門部長、学校職員若干名をもって構成する。
2. 各部会は、事務局が招集する。
3. 全員協議会は、伊敷中で開催する。
4. 会長は、伊敷中学校P T A会長が当たり、副会長は二小学校のP T A会長が当たる。